

諮問番号：令和3年度(2021年度)諮問第5号

答申番号：令和3年度(2021年度)答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る令和2年（2020年）11月13日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

（1）形式的理由について

ア 処分者の名前がないこと

本件処分の通知書（以下「本件処分通知書」という。）には、作成者欄に〇〇福祉事務所長の氏名を欠いている。作成者欄は、本件処分の処分権者が誰であったかを示すものであるから、その官職名だけでは足りず、氏名が明記されるべきである。したがって、処分者の名前を欠いた本件処分は、本来求められている様式に違背したものであり無効である。

イ 決定内容の不明確性

本件処分通知書には、「1 却下の理由」と「2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由」という2つの項目が挙げられているが、2については、項目があるだけで何の記載もない。申請から14日を経過していないのであれば、このような項目自体不要であり、これを記載することで、本件処分の内容が不明確となっている。その意味で、本件処分は未整理の不完全なものと言わざるを得ない。

ウ 送達方法の違法

本件処分通知書は普通郵便で審査請求人に送られており、処分庁では、その送達日を確認していない。不服申立て等の期限は「決定があったことを知った日」を基準に計算されるから、行政機関の決定については、処分の日よりも通知が送達された日の方が重要である。したがって、送達日の立証を保護利用者にあえて負担させるような送達方法は違法とすべきであり、送達方法が違法である場合、決定は正しく送達されなかったのであるから、本件処分は効力を有しない。

(2) 実質的理由について

審査請求人は審査請求人の父（以下「父」という。）と同じ家に住んでいるが、その関係は主観的にも客観的にも希薄であり、実質的に審査請求人の生活を支える意思や意欲は父には全く見られない。消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担等は一切認められない。審査請求人の重度の障害からは、父の家は適切な住居環境とは到底言いがたく、住民票上は審査請求人は〇〇市に住所を有しており、父との同居の解消を強く望んでいることは明らかである。

また、平成30年(2018年)1月18日には、一度世帯同一であると判断したことを覆し、別世帯であるとして、生活保護が開始されている。この時と現在で、審査請求人と父との生活の実態に何ら変化はない。この事実は、検討によっては、世帯の同一性の判断は変わり得るということである。

以上のとおり、審査請求人と父に世帯の同一性は認められず、審査請求人からの保護の申請は、審査請求人単独の申請として判断されるべきであったから、これに反する本件処分は、違法なものとして取り消されるべきである。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分通知書の処分者の名前がないことについて

熊本県生活保護法施行細則（昭和45年熊本県規則第34号。以下「施行細則」という。）第6条第1項で定める「保護申請却下通知書」において、処分者の氏名を記載することまで求めておらず、本件処分通知書は有効である。

(2) 本件処分通知書の決定内容の不明確性について

施行細則で定める「保護申請却下通知書」に「2 この通知が申請受理後14日を経過した理由」の欄があるが、生活保護の申請から14日を経過していないため、その理由が本件処分通知書には記載されていない。該当事項がない欄については、削除することが好ましいが、この欄が記載されていることが、本件処分内容に影響を与えるものではなく、また、本件処分の内容が不明確となるものとはいえない。

(3) 本件処分通知書の送達の方法について

処分庁が審査請求人に対して本件通知書を発送した令和3年（2021年）8月17日の翌日の同月18日か、翌々日の同月19日には到達したと推定される。また、処分庁は、同月18日に、審査請求人の代理人（保護申請時に同席し、生活保護申請の結果について連絡を希望）に対して、却下通知書を送付したことをメールにより連絡しており、その日をもって、処分があったことを知り得た日とみなすことができる。

(4) 世帯認定について

審査請求人は、居室への出入りは父と別であるが、同一の住居に居住し、トイレ、風呂及び洗濯機を共有し、電気、ガス、水道代等を父が負担している。さらに、審査請求人の自動車の任意保険料も父が負担しているので、審査請求人と父は居住の同一性及び生計の同一性が認められる。したが

って、審査請求人と父は別世帯であるとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年（2022年）1月19日 審査庁から諮問

2月21日 第1回審議

3月14日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 形式的理由について

ア 本件処分通知書の処分者名について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の通知に処分者の氏名の記載を求める法令上の規定はなく、一般に保護申請却下通知書に職名だけが記載されていることから、本件処分通知書に処分者の氏名が記載されていなくても違法であるとはいえない。

イ 本件処分通知書の決定内容の不明確性について

「2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由」の項目名が削除されないまま残っているが、そのために本件処分の内容が不明確であるとはいえない。

ウ 本件処分通知書の通知の方法について

法第24条第3項の通知の方法については、法令上特に定めがないことから、本件処分通知書が普通郵便によって送付されたことが違法であるとはいえない。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がない。

(2) 世帯の認定について

法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める」

としている。そして、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する」とされ（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年（1961年）4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第1）、この世帯の認定に当たっては、「消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべき」とされている（「生活保護問答集について」（平成21年（2009年）3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問1―3）。

これを本件処分についてみると、処分庁は、審査請求人及び父に対して訪問調査を行い、居室への出入りは父と別であるが、審査請求人と父が長期間にわたって同一の住居に居住していること、トイレ、風呂及び洗濯機を共同使用し、審査請求人の分を含めて電気、ガス、水道代等を父が負担していること、父は自分の自動車については経済的な理由で任意保険に加入していないが、審査請求人の自動車については任意保険料を負担していること、食事も平成30年（2018年）5月頃までは父が供与しており、審査請求人から不要であるとの申出があったのでその後は供与していないが、審査請求人が希望すれば供与する意思があること、そのほか、父として審査請求人との交流を拒絶する意思はなく、審査請求人が望めば関係回復は可能であり、転居の相談にも応じる旨を述べていることなどを確認した。

これらのことを踏まえると、審査請求人がいうように父とは別世帯と認めることは困難であり、社会的には、審査請求人と父が同じ世帯で生活しているとみることができる。そうすると、審査請求人と父との間には居住の同一性及び生計の同一性があるとして、両者を同一世帯であると認定した処分庁の判断は違法又は不当とはいえない。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、反論書において、自立の助長という法の目的を考えると、要保護者が障がい者である場合、自立のための社会的障壁の存在を考慮してできる限りの援助を提供しなければならず、仮に審査請求人と父

が同一世帯と認定されるとしても、世帯分離の考え方もあるので、障がい者自立の支援の観点からの特別の配慮があってしかるべきである旨主張する。

そこで判断すると、法第10条は、保護の要否及び程度を判断する単位を原則として世帯とするが（本文）、世帯を単位とすることが適切でないときは個人を単位として定めることができるとし（世帯分離、ただし書）、これを受けて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年（1963年）4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）で、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」など、世帯分離して差し支えない場合について列挙している。しかし、審査請求人の世帯は、それらのいずれにも該当しない。

審査請求人は、世帯分離について、本件では障がい者自立支援の観点から特別の配慮があってしかるべき旨主張しているが、現に最低限度の生活を維持することが可能な者の自立や社会参加の実現は、生活保護法が本来の趣旨、目的とするところではない。

したがって、審査請求人の世帯につき世帯分離は認められないとした処分庁の判断は違法又は不当とはいえない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 不動 洋子